

令和7年4月1日施行

「相模原市動物の愛護 及び管理に関する条例」 が一部改正されました。

多頭飼育の状況を早期に把握し、飼い主さんの支援や必要な
アドバイスを行えるよう**多頭飼育届出制度**がスタートします

飼っている猫が**6頭以上**

又は犬が**6頭以上**



多頭飼育届出制度
について

となった場合は、保健所への届出が必要となります。

罰則 届出しない、又は虚偽の届出があった場合、**5万円以下**の過料



お世話できる数以上に
増やしていませんか？



健康に気を配って
いますか？



不妊去勢手術は
していますか？



マナーを守って
いますか？



いつまでも 愛してくれますか？

🐾 問合せ先 🐾

相模原市保健所 生活衛生課
TEL：042-769-8347 (動物愛護管理班)
TEL：042-780-1413 (津久井班)